

# 日ごろから災害に備えましょう

7月・8月の大雨災害時には、市から多数の防災情報（避難指示や災害への警戒など）を発信しました。

いざというときに、確実に防災情報を入手できるよう防災行政無線の設置や防災メールの登録をしましょう。

## 防災行政無線戸別受信機を設置しましょう

戸別受信機は、災害時に防災行政無線からの防災情報を屋内で聞くことができる機器です。

また、戸別受信機からは、防災情報のほか、市からのお知らせも放送しています。

市から無償で（1世帯1台まで）お貸ししますので、ぜひ設置してください。なお、貸出料は無償ですが、申込時に加入料5,000円（1回のみ）の負担が必要です。



## いずも防災メールを登録しましょう

携帯電話、スマートフォン等のメールアドレスを登録すると、市から各種警報や避難情報などをメールで配信します。防災情報を入手する手段として、ぜひ登録してください。

### 登録の仕方

- ① 次のアドレスに空メールを送ってください。 [m-izumo@xpressmail.jp](mailto:m-izumo@xpressmail.jp)
- ② 返信されたメールに従って登録してください。



申込み・おたすね／防災安全課 ☎21-6606

## 市役所の職員をかたる嘘の電話に注意！ 還付金詐欺が増えています。



電話で、市役所の職員をかたり、介護保険料等の払い戻しがあるので、銀行のATMへ行くよう誘い出し、意図せずお金を振り込み、だまし取られる還付金詐欺被害が増えています。不審な電話がかかったら電話を切り、下記へ相談してください。

**保険料の還付金受け取りのために、市役所からATMの操作をお願いすることは絶対にありません。また、金融機関が折り返し電話をすることもありません。**

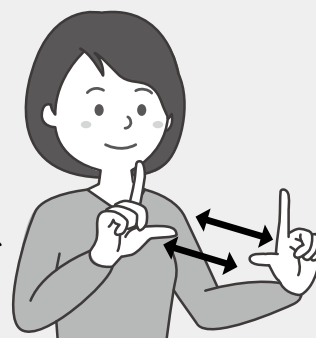
おたすね／市役所 生活・消費相談センター ☎21-6682 出雲警察署 ☎24-0110

## 手話をやってみよう！

今月は、「LINE」です。  
ぜひやってみてください！

出雲市 YouTube 公式チャンネルで  
動画も公開しています。  
「出雲市 YouTube」で検索してください。

両手で「L」形を作り、  
胸の前で交互に  
前後に動かします



おたすね／福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598

# 出雲市優良工事等を表彰しました

市では、前年度に完成した建設工事等の中から優秀な工事等を選定し、表彰を行っています。

本年度は、500万円以上の建設工事260件と、300万円以上の建設工事関連業務68件の中から、審査委員会で特に高い評価を受けた10件の工事と1件の業務を11月29日に表彰しました。



## 受賞者一覧 (敬称略)

部門	工事名	施工者	現場代理人	部門	工事名	施工者	現場代理人
土木 工事	古志86号線外道路改良工事(4工区)	山陰建設工業・ナカサン特定建設工事共同企業体	山根 広信	建築 工事	新斐川学校給食センター建築工事	フクダ・西工務店・須田工務店 特定建設工事共同企業体	池淵 充
	日御碕駐車場歩道スロープ整備工事	株式会社 もりやま	森山 竜人		みせん広場トイレ建築工事	株式会社 イトガ	中村 大輔
	R元災1/101佐田朝原農地災害復旧工事	有限会社 渡部造園	藤原 永次		旧大社消防署庁舎解体及び跡地整備工事	株式会社 島根サニタリ	柳案 忍
	大津町中央橋付近配水管および配水管布設替工事	株式会社 シンコー工業	羽根田 和平	設備 工事	大社消防署庁舎電気設備工事	株式会社 内村電機工務店	森山 順治
古志86号線外法面工事(6工区)	株式会社 中筋組	末次 徹	榑山・東統合小学校給排水衛生設備工事		有限会社 平田水道工業	勝部 潤也	
部門	業務名	受託者	管理技術者	部門	業務名	受託者	管理技術者
土木 業務	大津町外七面山配水池解体撤去測量設計業務	株式会社 トーワエンジニアリング	白原 康史	建築 業務	該当無し		

おたずね/管財契約課 ☎21-6950

## 農地を守りましょう



食料自給率の低い日本においては、食料の安定供給を図るための重要な基盤であり、また、防災上も大きな役割を担っている“農地”を守ることは重要な課題です。

一度農地を農地以外に転用したり、耕作されず荒廃が進むと元の農地に戻すのは難しいことから、農地法では、所有者等に対し、農地の適切かつ効率的な利用を義務付け、また、無秩序な転用を防止するため、次のとおり農地の転用が規制されています。

- 農家が自分の所有する農地を転用する場合(農地法第4条)や農地の権利移動(売買)を伴って転用する場合(農地法第5条)等には、農業委員会の許可が必要になります。
- 許可なく転用された場合や転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することとなり、元の農地に戻す(現状回復)等が命令されたり、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人の場合は1億円以下の罰金)が科せられることもあります。

また、後継者不足等から十分な管理がなされず、耕作放棄地となり、周辺の方の迷惑になっているケースが見受けられます。農地の管理は、土地の所有者等に課せられた責務ですので、適切な管理をお願いします。

農地に関する相談・転用に関する手続や疑問、違反転用に関することなどは、農業委員会にご相談ください。



耕作放棄地の解消と景観保全などの活動に取り組んでいる「耕作放棄地を考える会」の皆さんのエゴマ収穫の様子▶

おたずね/農業委員会事務局 ☎21-6762